

平成26年7月前期定例会 議事録

(1/3)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・開催日時 平成26年7月3日(木曜日) 14時58分～16時05分・開催場所 人事委員会室・出席者 (委員) 大西委員長 松尾委員 中川原委員
(事務局) 社頭事務局長 原副事務局長 宮原参事
毛利係長 植松係長 牛島係長 太田主査 |
|---|

○議事事項

1 平成26年6月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴う関係規則及び関係通知の一部改正等について

改正内容等について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例が制定されることに伴い関係規則、関係通知の改正等を行う必要がある。

(改正等の概要)

(1) 佐賀県職員の配偶者同行休業に関する規則の制定

(制定内容)

- ①休業の承認申請は、配偶者同行休業承認申請書により、休業を始めようとする日の1月前までに行うこととした。
- ②任命権者は、休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができることとした。
- ③その他所要の事項を定めることとした。

(施行期日 公布の日)

(2) 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則等の一部改正

① 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則等の一部を改正する規則

(改正内容)

ア 配偶者同行休業を取得する職員に係る給料の支給方法、通勤手当の返納及び支給単位期間の設定、期末手当及び勤勉手当の支給等に関することについて規定するため、次の4規則を改正することとした。

- (ア) 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則
月の中途に休業を始め、又は復帰した場合の給料は日割計算により支給することとした。
 - (イ) 通勤手当に関する規則
月の中途から2月以上にわたり休業する場合は、通勤手当を返納させることとした。(ただし、支給単位期間が1箇月のものを除く。)
 - (ウ) 期末手当及び勤勉手当に関する規則
基準日に休業をしている職員は期末手当及び勤勉手当の支給対象から除き、休業期間の2分の1は在職期間及び勤務時間から除算することとした。
 - (エ) 佐賀県職員の育児休業等に関する規則
基準日に育児休業をしている職員の期末手当等の支給に当たり、基準日前6箇月間において休業をした期間は、勤務した期間に相当する期間から除くこととした。
- イ その他所要の改正を行うこととした。
(施行期日 公布の日)

② 復職時等における号級の調整の運用についての一部改正

(改正内容)

配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合の号級の調整を、育児休業をした職員及び自己啓発休業をした職員が職務に復帰した場合の号級の調整と同様の方法により行うものとする。

(施行期日 佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例の公布の日)

③ 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正

(改正内容)

期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間から除算する期間について、公益的法人等派遣職員として在職した期間のうち当該除算する期間として、配偶者同行休業をしている職員として在職した期間等を規定する。

(施行期日 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則等の一部を改正する規則の公布の日)

(3) 佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正

(改正内容)

選考による採用ができる職に、佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項(第1号に限る。)の規定により採用された者をもって補充しようとする職を追加することとした。

(施行期日 公布の日)

3 職員の採用選考について

佐賀県知事から職員の採用選考請求があり、その内容について説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることを決定した。

【説明】

- ・副本部長級1名
- ・平成26年7月12日付け発令予定

○報告事項

1 平成25年(不)第1号事案に係る求釈明事項に対する回答及び再々答弁書について

不服申立人及び佐賀県知事から求釈明事項に対する回答が提出されたこと、また、佐賀県知事から再々答弁書及び証拠説明書が提出され、不服申立人に対しその副本を送付するとともに再々反論等があれば書面等及び認否を記載した書面を提出するよう依頼したことを報告した。

○その他

1 行事予定について